

(別添)

愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画を抜粋

県内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

※ これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

(1) 実施体制

ア 体制の強化

県内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、国が決定した人への感染拡大防止対策に関する措置を踏まえた上で、「愛知県新型インフルエンザ等対策本部幹事会」の枠組みを利用した関係課による会議を必要に応じて開催し、本県の行う措置等について協議する。(健康福祉部、関係各部署)

(2) サーベイランス (発生動向の調査)・情報収集

ア 情報収集

国等から鳥インフルエンザに関する情報を収集する。(環境部、健康福祉部、農林水産部)

イ 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、感染症法に基づく医師からの届出により全数を把握する。(健康福祉部)

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ① 県内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、国と連携して、県内の対応状況等について、メディア等へ情報提供を行う。(健康福祉部、知事政策局)
- ② 旅券の発給申請者に対して、海外での鳥インフルエンザ等の発生状況を情報提供する。(県民生活部)
- ③ 外務省が提供する感染症関連情報について、適宜、愛知県登録旅行業者等に対して情報提供を行う。(産業労働部)

(4) 予防・まん延防止

ア 在外邦人への情報提供

学校に対し、鳥インフルエンザの発生国へ留学等している在籍者に感染対策を周知徹底するよう通知する。(教育委員会、県民生活部)

イ 人への鳥インフルエンザの感染防止策

(ア) 疫学調査、感染防止策

- ① 県及び保健所設置市は、患者等が発生した場合の積極的疫学調査について、国から専門家チームが派遣された場合は、協力して調査を実施する。(健康福祉部)
- ② 県及び保健所設置市は、国の要請を受けて、疫学調査や接触者への対応(外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導等)、死亡例が出た場合の対応(感染防止の徹底等)等を実施する。(健康福祉部)
- ③ 家きん農場で高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合、感染症法に基づき、発生農場の従事者等接触者に対する積極的疫学調査を実施し、必要な措置を講じる。(健康福祉部)
- ④ 家きん農場で高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合、人への感染予防の観点から、発生農場における防疫作業従事者等の健康調査等を実施する。(健康福祉部)
- ⑤ 生鳥等の取扱業者や、動物園等において、濃厚に鳥と接触する飼育者等に異常が認められた場合には、国と協議の上、健康チェック等を行う。(健康福祉部)

(イ) 家きん等への防疫対策

a サーベイランス

- ① 家きんにおける鳥インフルエンザのモニタリングを実施する。(農林水産部)
- ② 野鳥における鳥インフルエンザに関する危機管理マニュアルに基づき、モニタリングを実施する。(環境部)

b 海外渡航者等への対策

養鶏関係者に対し、鳥インフルエンザ発生源国へ旅行の自粛を要請するとともに、やむを得ず旅行する者についての防疫措置の徹底について指導・周知を実施する。(農林水産部)

c 発生予防

- ① 愛知県鳥インフルエンザ対策実施要綱に基づき、対応する。(農林水産部)
- ② 家きん飼養農家での発生予防対策として、人や車両の消毒、野鳥の侵入防止対策等の衛生管理を徹底する。(農林水産部)
- ③ 学校で飼育されている鳥と野鳥との接触防止等の注意事項の徹底について、指導・周知を行う。(教育委員会、県民生活部)

農業高校に対し、飼養する家きんの防疫体制の徹底について、周知・指導を行う。
(教育委員会)

d 県内発生の場合

- ① 県内の家きんに高病原性及び低病原性が発生した場合には、愛知県鳥インフルエンザ対策実施要綱に基づき、具体的な防疫措置(患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等)を実施する。(農林水産部、関係各部署)
- ② 国が野鳥監視重点区域を指定した場合には、その区域を中心に野鳥における異常の監視等の鳥類生息状況調査を実施する。(環境部)

(ウ) 輸入動物対策

輸入された鳥が、国内において感染鳥であったことが判明した場合には、国が実施する追跡調査等に協力する。(健康福祉部)

(5) 医療

ア 国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ① 感染鳥類との接触があり感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断が行われるよう必要な助言や、確定診断がされた場合に、適切な感染拡大防止策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行うよう医療機関に周知する。(健康

福祉部)

- ② 検体採取後は速やかに衛生研究所又は国立感染症研究所に搬入又は送付し、必要な検査を行う。(健康福祉部)
- ③ 国の要請を受けて、感染症法に基づき、鳥インフルエンザの患者(疑似症患者を含む。)については、入院その他の必要な措置を講ずるとともに、積極的疫学調査を実施する。(健康福祉部)

イ 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

県等は、国の要請を受けて、以下について実施する。

- 海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者(有症状者)の情報を提供できるよう医療機関等に周知する。
- 海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者(有症状者)の予防策について医療機関等に周知する。

【用語解説】

※アイウエオ順

【ア行】

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

【カ行】

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

* **特定感染症指定医療機関**：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

* **第一種感染症指定医療機関**：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

* **第二種感染症指定医療機関**：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

* **結核指定医療機関**：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 個人防護具 (Personal Protective Equipment : PPE)

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

【サ行】

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ (A/H1N1) /インフルエンザ (H1N1) 2009

2009年(平成21年)4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ

(A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

【タ行】

○ 致命率（Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

【ナ行】

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

【ハ行】

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染

し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

特定接種の接種対象業種と接種順位の考え方

○ 政府行動計画において、特定接種の登録対象となる業種等を下表のとおりとするとともに、接種順位は、下表のグループ①（医療分野）からの順とすることを基本とされている。

※ 実際の特定期接種対象者の範囲や接種順位等については、新型インフルエンザ等発生時に、政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定することとされている。

類型		事業の種類	接種順位
医療分野	新型インフルエンザ等医療型	新型インフルエンザ等医療	グループ①
	重大・緊急医療型	重大緊急医療	
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員		新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる業務に従事する者 国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する業務に従事する者	グループ②
国民生活・国民経済安定分野	介護・福祉型	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉事務所	グループ③
	指定公共機関型	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、医療機器製造業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	
	指定同類型（業務同類系）	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、医療機器製造業、映像・音声・文字情報制作業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	
	指定同類型（社会インフラ系）	金融証券決済事業者、石油・鉱物卸売業、石油製品・石炭製品製造業、熱供給業	
	その他の登録事業者	飲食料品卸売業、飲食料品小売業、各種商品小売業、食料品製造業、石油事業者、その他の生活関連サービス業、その他小売業、廃棄物処理業	グループ④

(注)

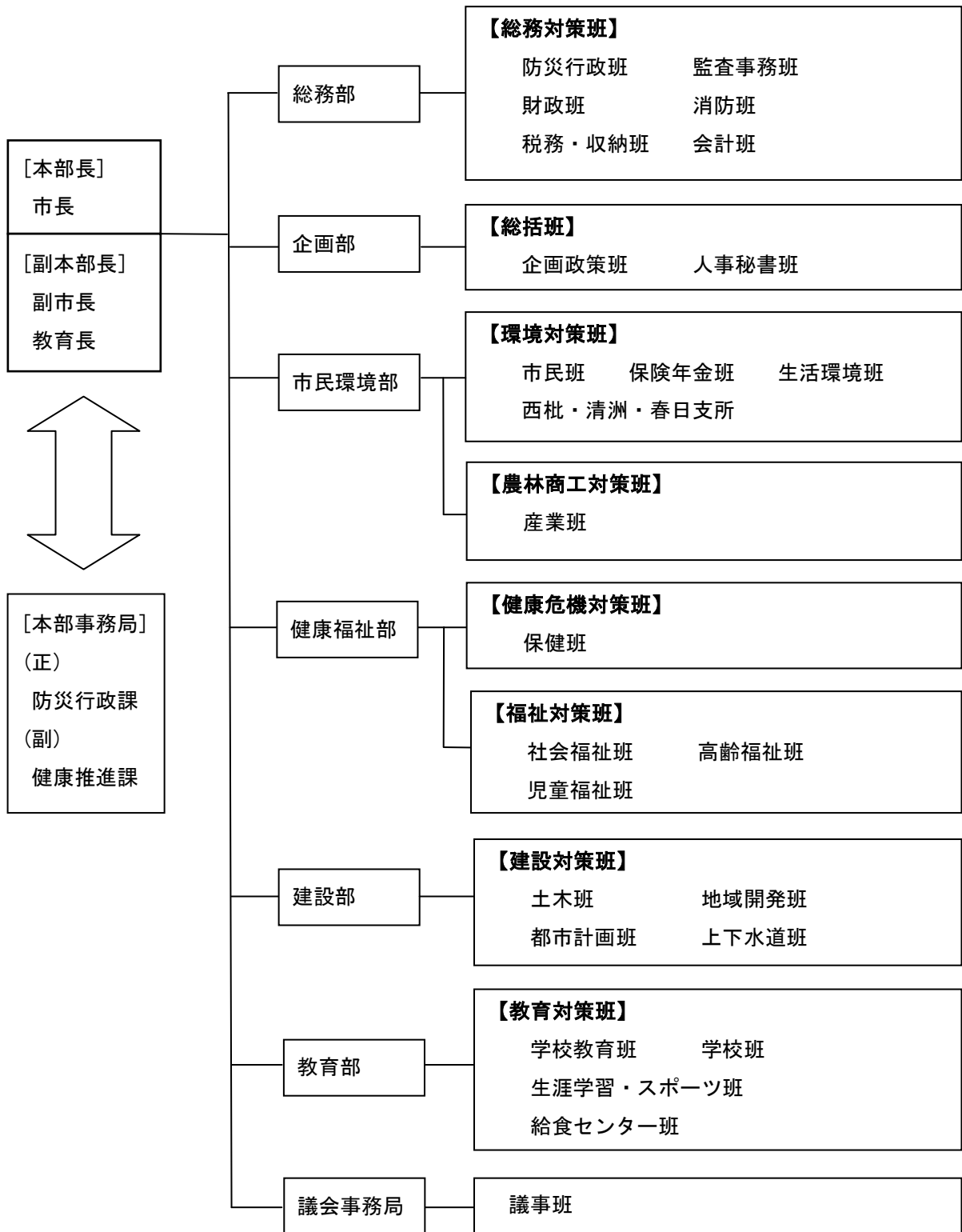
※ 指定公共機関型の事業者と同様の業務を行う公務員については、指定公共機関型と同順位とする。

※ 上下水道、河川管理・用水供給、工業用水道の業務を行う公務員については、公共性・公益性から整理し、指定公共機関型と同順位とする。

※ 医療分野、介護福祉型、その他の登録事業者と同様の業務を行う公務員については、それぞれ民間の事業者と同順位とする。

市の組織及び事務分掌

1. 市の組織



※ 本部員は本部長が任命する

(清須市災害対策本部組織表参照)

2. 新型インフルエンザ等対策本部の事務分掌

ア 基本的事項

- (1) 各部及び各班は、ここに定めるもののほか、新型インフルエンザ等の発生段階などにより本部長が命じる対策業務を行う。
- (2) 被害想定を超えた業務量が発生することがある。各部は、本部長の指示により分担業務を超えて全職員が協力して対応する。

イ 対策本部の所掌事項

- (1) 新型インフルエンザ等の発生動向の把握に関すること。
- (2) 市内における予防・まん延防止などの新型インフルエンザ等の感染拡大抑制対策に関すること。
- (3) 市内における新型インフルエンザ等に関する適切な医療の提供に関すること。
- (4) 予防接種に関すること。
- (5) 新型インフルエンザ等の発生時における社会機能維持に関すること。
- (6) 国、県、他市町村、関係機関との連携調整に関すること。
- (7) 市民に対する正確な情報の提供に関すること。
- (8) その他対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

ウ 各班共通事項

- (1) 状況に応じ関係団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- (2) 施設を有する班は、共通事項として次の対策業務を行う。
 - 施設利用者の感染情報収集及び感染状況報告に関すること。
 - 施設利用者の感染予防対策に関すること。
 - 施設での感染拡大防止に関すること。
 - 施設の機能維持に関すること。
- (3) 所属職員の感染拡大防止に関すること。
- (4) 所属職員及び所属職員家族の感染状況報告に関すること。

各班事務分掌

班名	課所名	事務分掌
総務対策班	防災行政課	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の設置及び閉鎖に関する事。 2 本部運営の連絡調整・渉外・庶務に関する事。 3 本部会議に関する事。 4 自治会及びその他の各種団体への協力要請に関する事。 5 電気及びガス事業者との連絡・調整に関する事。 6 感染防止対策に必要な物品の確保に関する事。 7 消防団員の動員及び配備に関する事。
	財政課	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等の対策に係る予算、その他財務に関する事。 2 本庁舎の感染防止対策に関する事。 3 感染防止対策に必要な車両の確保・配車に関する事。
	会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新型インフルエンザ等の対策に係る出納に関する事。
総括班	企画政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染拡大防止のための措置に関する事。 2 市民生活及び地域経済の安定に関する事。 3 コミュニティバス事業の感染防止対策に関する事。 4 情報システム確保に関する事。 5 ボランティアに関する事。
	人事秘書課	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報活動に関する事。 2 職員の感染予防(特定接種含む)等に関する事。 3 公務災害に関する事。 4 報道機関等との連絡調整に関する事。 5 職員の動員及び配備に関する事。
環境対策班	生活環境課	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみ処理委託業者に対する業務継続等に関する連絡・調整に関する事。 2 し尿収集業者に対する業務継続等に関する連絡・調整に関する事。 3 感染による死亡者の搬送に関する事。 4 遺体の一時安置及び埋火葬に関する事。
	市民課	<ol style="list-style-type: none"> 1 死亡届等、埋火葬許可に関する事。
	保険年金課	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種保険給付の支払いに関する事。 2 各被保険者証明及び受給者証の交付に関する事。 3 国民健康保険税の減免に関する事。
	各支所	<ol style="list-style-type: none"> 1 各支所の感染防止対策に関する事。
農林商工対策班	産業課	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工関係の感染予防対策及び感染拡大防止対策に関する事。 2 鳥インフルエンザに関する事。 3 所管する組織への情報提供及び調査に関する事。 4 生活物資の需給安定確保に関する事。

健康危機対策班	健康推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等の発生状況及び対応方針等の情報の収集に關すること。 2 相談窓口（予防、治療）の設置に關すること。 3 保健所等との連絡調整に關すること。 4 新型インフルエンザ等対策一般の企画・立案に關すること。 5 医療の提供体制の確保に關すること。 6 前各号に掲げるもののほか、保健衛生及び医療に關すること。
福祉対策班	社会福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 障がい者等の要援護者対策に關すること。 2 社会福祉関係施設及び事業者への感染防止対策やサービス提供体制に關すること。 3 視覚障がい者等の情報弱者への情報提供手段に關すること。 4 日本赤十字社との連絡調整に關すること。 5 非常炊き出しその他による食品の確保及び配分に關すること。
	子育て支援課	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童福祉施設等の感染予防対策及び感染拡大防止対策に關すること。 2 関連施設の対応事項取りまとめ、調整に關すること。 3 保育士等の動員及び調整に關すること。
	高齢福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 独居老人・寝たきり老人・要介護者等の要援護者対策に關すること。 2 老人福祉施設・介護保険事業所等への感染防止対策やサービス提供体制に關すること。 3 関連施設の対応事項の取りまとめ、調整に關すること。
建設対策班	土木課 都市計画課 地域開発課	<ol style="list-style-type: none"> 1 関連業者等への感染防止策等に關すること。
	上下水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1 名古屋市水道局との連絡・調整に關すること。 2 関連業者等への感染防止策等に關すること。
教育対策班	学校教育課	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会各課所の対応事項取りまとめ、調整に關すること。 2 P T A等教育関係団体への協力要請に關すること。 3 学校教育施設（学校、給食センター、幼稚園）等の感染予防対策及び感染拡大防止対策に關すること。 4 教職員の動員及び調整に關すること。 5 学校給食による感染防止対策に關すること。
	生涯学習課 スポーツ課	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設等の感染防止対策に關すること。 2 社会教育の各種事業における感染防止対策に關すること。
議会事務局	議会事務局 議事調査課	<ol style="list-style-type: none"> 1 市議への情報伝達に關すること。 2 市議の感染情報に關すること。 3 発生時関係議会及び各種会議の運営に關すること。